

平成19年第3回定例会 壱岐市議会会議録(第5日)

議事日程(第5号)

平成19年9月21日 午前10時00分開議

日程第1	議案第64号	郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第2	議案第65号	壱岐市附属機関設置条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第3	議案第66号	政治倫理の確立のための壱岐市長の資産の公開に関する条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第4	議案第67号	壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第5	議案第68号	壱岐精神障害者地域生活支援センター設置条例の一部改正について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第6	議案第69号	壱岐市自然環境保全条例の制定について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第7	議案第70号	壱岐市国民健康保険条例の一部改正について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第8	議案第71号	壱岐市家畜導入事業資金供給事業基金条例の廃止について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第9	議案第72号	訴えの提起について(市営住宅の家賃納入及び住宅明渡しの請求)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第10	議案第73号	平成19年度壱岐市一般会計補正予算(第2号)	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第11	議案第74号	平成19年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第12	議案第75号	平成19年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第13	議案第76号	平成19年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第2号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第14	議案第77号	平成19年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第1号)	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第15	議案第78号	平成19年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算(第1号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第16	議案第79号	平成19年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算(第1号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第17	議案第80号	平成19年度壱岐市水道事業会計補正予算(第1号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決

日程第18	議案第81号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第19	議案第82号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第20	認定第1号	平成18年度壱岐市水道事業会計決算認定について	産業建設常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第21	請願第1号	悪質商法を助長するクレジットの被害防止に関する請願	産業建設常任委員長報告・採択 本会議・認定
日程第22	陳情第4号	義務教育国庫負担制度の堅持に関する陳情について	総務文教常任委員長報告・採択 本会議・認定
日程第23	要請第1号	「道路特定財源制度の堅持に関する意見書」採択のお願い	産業建設常任委員長報告・採択 本会議・認定
日程第24	議案第83号	八幡浦地区特定漁港整備工事（1工区）請負契約の締結について	議案説明・質疑・委員会付託省略 討論・採決 本会議・可決
日程第25	議案第84号	久喜漁港中防波堤（A）整備工事請負契約の締結について	議案説明・質疑・委員会付託省略 討論・採決 本会議・可決
日程第26	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	議案説明・質疑・委員会付託省略 討論・採決 本会議・了承
日程第27	発議第7号	割賦販売法の抜本的改正に関する意見書の提出について	提出者説明、質疑、委員会付託省略 討論・採決 本会議・可決
日程第28	発議第8号	義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書	提出者説明、質疑、委員会付託省略 討論・採決 本会議・可決
日程第29	発議第9号	道路特定財源制度の堅持に関する意見書の提出について	提出者説明、質疑、委員会付託省略 討論・採決 本会議・可決
日程第30	発議第10号	寺頭・白水両団地公営住宅新築工事の入札についての調査に関する決議について	提出者説明、質疑、委員会付託省略 討論・採決 本会議・可決
日程第31		閉会中委員会継続審査及び調査の件	申し出のとおり決定

本日の会議に付した事件

(議事日程第5号に同じ)

出席議員 (25名)

1番	音嶋 正吾君	2番	町田 光浩君
3番	小金丸益明君	4番	深見 義輝君
5番	坂本 拓史君	6番	町田 正一君
7番	今西 菊乃君	9番	田原 輝男君
10番	豊坂 敏文君	11番	坂口健好志君
12番	中村出征雄君	13番	鵜瀬 和博君
14番	中田 恭一君	15番	馬場 忠裕君

16番 久間 進君	17番 大久保洪昭君
18番 久間 初子君	19番 倉元 強弘君
20番 瀬戸口和幸君	21番 市山 繁君
22番 近藤 団一君	23番 牧永 護君
24番 赤木 英機君	25番 小園 寛昭君
26番 深見 忠生君	

欠席議員（1名）

8番 市山 和幸君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 松本 陽治君	事務局次長 加藤 弘安君
事務局係長 瀬口 卓也君	事務局書記 松永 隆次君

説明のため出席した者の職氏名

市長	長田 徹君	副市長	澤木 満義君
収入役	布川 昌敏君	教育長	須藤 正人君
総務部長兼郷ノ浦支所長			久田 賢一君
市民部長	山本 善勝君	産業経済部長	西村 善明君
保健環境部長	小山田省三君	勝本支所長	米本 実君
建設部長	中原 康壽君	石田支所長	瀬戸口幸孝君
芦辺支所長	山口浩太郎君	教育次長	久田 昭生君
消防本部消防長	山川 明君	総務課長	堤 賢治君
病院管理部長	山内 義夫君	財政課長	牧山 清明君

午前10時00分開議

○議長（深見 忠生君） 皆さん、おはようございます。

市山和幸議員から欠席の届け出がっております。ただいまの出席議員は25名であり、定足数に達しております。これから議事日程第5号により、本日の会議を開きます。

議事に入る前に報告いたします。本日、長田市長より追加議案3件の送付がありました。議事

日程に追加いたしておりますので、御了承願います。

日程第1. 議案第64号～日程第23. 要請第1号

○議長（深見 忠生君） それでは、日程第1、議案第64号郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理についてから日程第23、要請第1号「道路特定財源制度の堅持に関する意見書」採択のお願いまで、23件を一括議題とします。

本案の審査は各委員会へ審査を委託しておりましたので、その審査結果について各委員長から報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員長の報告を求めます。中田総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長（中田 恭一君） 登壇〕

○総務文教常任委員長（中田 恭一君） 委員会の審査報告を行います。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告をいたします。

議案番号、件名、審査の結果の順に報告をいたします。

議案第64号郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について、原案可決。議案第65号壱岐市付属機関設置条例の一部改正について、原案可決。議案第66号政治倫理の確立のための壱岐市長の資産の公開に関する条例の一部改正について、原案可決。議案第67号壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、原案可決。

同じく本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第138条の規定により、報告をいたします。

受理番号、陳情第4号、付託年月日、平成19年9月12日、件名、義務教育費国庫負担制度の権利に関する陳情について、審査の結果、採択すべきものと、委員会の意見はなし、措置としては意見書を提出するようにいたしております。

以上です。

○議長（深見 忠生君） これから、総務文教常任委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

なお、ここで申し上げておきますが、委員長の報告に対する質疑は審査の経過と結果であり、議案内容について提出者に質疑することはできませんので申し上げます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑はありませんので、これで総務文教常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

〔総務文教常任委員長（中田 恭一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 次に、厚生常任委員長の報告を求めます。近藤厚生常任委員長。

〔厚生常任委員長（近藤 団一君） 登壇〕

○厚生常任委員長（近藤 団一君） 委員会の審査報告を行います。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。議案番号の順に報告をいたします。

議案第68号壱岐精神障害者地域生活支援センター設置条例の一部改正について、原案可決。議案第69号壱岐市自然環境保全条例の制定について、原案可決。議案第70号壱岐市国民健康保険条例の一部改正について、原案可決。議案第74号平成19年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。議案第77号平成19年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

なお、審査の付託を受けていました認定第2号平成18年度壱岐市病院事業会計決算認定については、さらに慎重な審議が必要と思われるため、閉会中審査の申し出をしておりますので、御了承願います。

以上であります。

○議長（深見 忠生君） ただいまの厚生常任委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑はありませんので、これで厚生常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

〔厚生常任委員長（近藤 団一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。赤木産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長（赤木 英機君） 登壇〕

○産業建設常任委員長（赤木 英機君） 当委員会の審査報告をいたします。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

議案第71号壱岐市家畜導入事業資金供給事業基金条例の廃止について、原案可決。議案第72号訴えの提起について（市営住宅の家賃納入及び住宅明渡しの請求）については原案可決。議案第75号平成19年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）については原案可決。議案第76号平成19年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第2号）については原案可決。議案第78号平成19年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第1号）については原案可決。議案第79号平成19年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）については原案可決。議案第80号平成19年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）については原案可決。議案第

81号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更については原案可決。議案第82号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更については原案可決。

続きまして、委員会の審査報告をいたします。

認定第1号平成18年度壱岐市水道事業会計決算認定について、本委員会に付託された認定第1号平成18年度壱岐市水道事業会計決算は、審査の結果、認定すべきものと決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

続きまして、本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第136条の規定により報告します。

請願第1号悪質商法を助長するクレジットの被害防止に関する請願は、審査の結果、採択すべきものとなりました。委員会の意見はございませんでした。措置として、意見書を提出します。

続きまして、本委員会に付託された要請を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第138条の規定により報告します。

道路特定財源制度の堅持に関する意見書の採択のお願いについては、審査の結果、採択すべきものとしたしました。委員会の意見としてはございませんでした。措置として、意見書を提出します。

以上でございます。

○議長（深見 忠生君） ただいまの産業建設常任委員長の報告に対し、質疑ありませんか。2番、町田議員。

○議員（2番 町田 光浩君） 要請第1号の件について、1つお聞きしたいと思います。道路特定財源制度の堅持に関する意見書の採択のお願いということで要請が出ております。道路特定財源の中で、主なものとして揮発油税があるんですけど、そのことについて、揮発油税に関する議論が行われたかどうか、お教えてください。

○議長（深見 忠生君） 赤木委員長。

○産業建設常任委員長（赤木 英機君） ここに掲げておりますように、委員会では意見は出ませんでした。よろしいでしょうか。

○議長（深見 忠生君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑はありませんので、これで産業建設常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

〔産業建設常任委員長（赤木 英機君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。坂口予算特別委員長。

〔予算特別委員長（坂口健好志君） 登壇〕

○予算特別委員長（坂口健好志君） 予算特別委員会の審査結果を報告をいたします。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告いたします。

議案第73号平成19年度老崎市一般会計補正予算（第2号）、原案可決。

以上のとおり報告いたします。

○議長（深見 忠生君） ただいまの予算特別委員長報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで予算特別委員長の報告に対する質疑を終わります。

〔予算特別委員長（坂口健好志君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 以上で、各委員会の報告を終わります。

これから、各案件に対し、討論、採決を行います。

議案第64号郵政民営化法等施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第64号郵政民営化法等施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第64号郵政民営化法等施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号老崎市付属機関設置条例の一部改正についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第65号老崎市付属機関設置条例の一部改正についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第65号老崎市付属機関設置条例の一

部改正については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号政治倫理の確立のための壱岐市長の資産の公開に関する条例の一部改正についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第66号政治倫理の確立のための壱岐市長の資産の公開に関する条例の一部改正についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第66号政治倫理の確立のための壱岐市長の資産の公開に関する条例の一部改正については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第67号壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第67号壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号壱岐精神障害者地域生活支援センター設置条例の一部改正についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第68号壱岐精神障害者地域生活支援センター設置条例の一部改正についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第68号壱岐精神障害者地域生活支援センター設置条例の一部改正については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号壱岐市自然環境保全条例の制定についての討論を行います。討論ありませんか。

んか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第69号壱岐市自然環境保全条例の制定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第69号壱岐市自然環境保全条例の制定については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号壱岐市国民健康保険条例の一部改正についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから、議案第70号壱岐市国民健康保険条例の一部改正についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第70号壱岐市国民健康保険条例の一部改正については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号壱岐市家畜導入事業資金供給事業基金条例の廃止について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第71号壱岐市家畜導入事業資金供給事業基金条例の廃止についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第71号壱岐市家畜導入事業資金供給事業基金条例の廃止については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号訴えの提起について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第72号訴えの提起についての採決を行います。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第72号訴えの提起については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号平成19年度壱岐市一般会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから、議案第73号平成19年度壱岐市一般会計補正予算（第2号）について採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第73号平成19年度壱岐市一般会計補正予算（第2号）は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号平成19年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第74号平成19年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第74号平成19年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号平成19年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第75号平成19年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本

案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第75号平成19年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号平成19年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第76号平成19年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第76号平成19年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第2号）は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第77号平成19年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第77号平成19年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）について採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第77号平成19年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第78号平成19年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第78号平成19年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第1号）について採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第78号平成19年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第1号）は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第79号平成19年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第79号平成19年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）について採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第79号平成19年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第80号平成19年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第80号平成19年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）について採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第80号平成19年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第81号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第81号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第81号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第82号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第82号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第82号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、認定第1号平成18年度壱岐市水道事業会計決算認定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、認定第1号平成18年度壱岐市水道事業会計決算認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定すべきであるべきであるとするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、認定第1号平成18年度壱岐市水道事業会計決算認定については委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、請願第1号悪質商法を助長するクレジットの被害防止に関する請願について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、請願第1号悪質商法を助長するクレジットの被害防止に関する請願についてを採決します。この採決は起立によって行います。この請願に対する委員長の報告は採択です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、請願第1号悪質商法を助長するクレジットの被害防止に関する請願は採択することに決定しました。

次に、陳情第4号義務教育費国庫負担制度の堅持に関する陳情について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、陳情第4号義務教育費国庫負担制度の堅持に関する陳情についてを採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、陳情第4号義務教育費国庫負担制度の堅持に関する陳情については委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、要請第1号「道路特定財源制度の堅持に関する意見書」採択のお願いについて討論を行います。討論ありませんか。2番、町田光浩議員。

○議員（2番 町田 光浩君） 要請第1号「道路特定財源制度の堅持に関する意見書」採択のお願いについて、私は反対の立場で討論をいたします。

道路特定財源制度、長年続いております。確かに道路整備というのは国内もとより市内においても非常に必要であり、重要なことだと考えております。

ただ、道路特定財源の大きな柱として、そのうちの財源として、揮発油税、一般に言われるガソリン税です。これが大きなものを占めております。現在、燃油はガソリンだけではなく全油類において異常なまでの高騰をしております。

この高騰のために、一般市民はもとより第一次産業従事者、農業者、漁業者は収益に非常に影響を及ぼしております。

この揮発油税、そして軽油には軽油取引税、一般的には軽油税と呼ばれているものですが、がかかっております。ガソリン税が、私の記憶では1リットル当たり54円80銭だったと思います。これは暫定税率が入ってありまして、本来の本則税であれば半額以下になります。軽油税に関しても同じでありまして、リッター当たり32円10銭、そのうち基本の課税は15円、暫定が17円10銭ですか、であったと思います。

この暫定は毎年、年度末に更新をされてありまして、今まで余り国民の話題にも上ることなく延々と暫定税率が延長されてきました。暫定期間が延長されてきました。この暫定税率を用いるようになったのは、もう記憶もちょっとおぼろげになってきてありますが、オイルショックの時代であります。それが延々と今まで続いているわけです。

確かに道路を整備するということは非常に重要なことなんですけれども、この燃油の高騰の今、暫定税率を廃止する方向へ考えるべきではないかと、私は思っております。

しかも、現在の燃油高騰が原油が減ったという理由ではなく、主にアジア諸国の需要の大幅な増、それと先物取引によります国際経済の中での動きになっております。これだけ国民が燃油の

高騰に苦しんでいる中、暫定税率を見直すべきと、私は強く考えておりますので、この意見書の採択には反対です。

以上です。

○議長（深見 忠生君） ほかに、賛成討論ございませんか。4番、深見義輝議員。

○議員（4番 深見 義輝君） 賛成の方で討論をさせてもらいたいと思っております。

先ほど、2番、町田議員の言われたことは、私も考えはあると思います。やはり税率が高いということは、非常に私たち一次産業にとっては厳しいと思っております。

ただ、この問題は道路特定財源か一般財源として活用されるということで、私たちはそのむねで要請をしたいと思っておりますので、できるだけ道路財源として、国として活用してもらいたいということから、賛成討論をいたします。

終わります。

○議長（深見 忠生君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論がありませんので、討論を終わります。

これから、要請第1号「道路特定財源制度の堅持に関する意見書」採択のお願いについてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は採択です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、要請第1号「道路特定財源制度の堅持に関する意見書」採択のお願いについては委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第24、議案第83号

○議長（深見 忠生君） 次に、日程第24、議案第83号八幡浦地区特定漁港整備工事（1工区）請負契約の締結についてを議題とします。

本案に対し、提案理由の説明を求めます。長田市長。

〔市長（長田 徹君） 登壇〕

○市長（長田 徹君） 議案の説明につきましては、各担当部長にさせますので、よろしく願いをいたします。

〔市長（長田 徹君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 西村産業経済部長。

〔産業経済部長（西村 善明君） 登壇〕

○産業経済部長（西村 善明君） 議案第83号について説明をいたします。

議案第83号八幡浦地区特定漁港整備工事（1工区）請負契約の締結について、八幡浦地区特定漁港整備工事（1工区）請負契約を下記のとおり締結するため、地方自治法第96条第1項第5項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。本日の提出でございます。

契約の目的といたしましては、八幡浦地区特定漁港整備工事（1工区）、契約の方法、指名競争入札であります。契約金額2億9,909万4,600円で、契約の相手方が壱岐市芦辺町住吉前触777番地、株式会社壱松組、代表取締役末永勝也です。

提案理由は、壱岐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を得る必要があるためであります。

次をお開きいただきたいと思います。工事の概要につきまして御説明を申し上げます。今回、お願いをいたしております八幡浦漁港外防波堤につきましては、平成17年度から計画延長300メートルに着手をいたしております。本年度工事といたしましては、基礎工が113メートル、堤体工20メートル、消波工30メートル、上部工20メートルを予定をいたしております。

工期につきましては、平成20年3月20日までで、入札の状況及び予定価格につきましては、お手元の資料のとおりでございます。

以上です。どうぞよろしく願いいたします。

〔産業経済部長（西村 善明君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 以上で説明を終わります。

これから、議案第83号八幡浦地区特定漁港整備工事（1工区）請負契約の締結についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで議案第83号についての質疑を終わります。

お諮りします。議案第83号は会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第83号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第83号八幡浦地区特定漁港整備工事（1工区）請負契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

- 議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第83号八幡浦地区特定漁港整備工事（1工区）請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程第25. 議案第84号

- 議長（深見 忠生君） 次に、日程第25、議案第84号久喜漁港中防波堤（A）整備工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案に対する提案理由の説明を求めます。長田市長。

[市長（長田 徹君） 登壇]

- 市長（長田 徹君） この件の提案理由も担当部長よりさせますので、よろしく願います。

[市長（長田 徹君） 降壇]

- 議長（深見 忠生君） 西村産業経済部長。

[産業経済部長（西村 善明君） 登壇]

- 産業経済部長（西村 善明君） 議案第84号につきまして御説明をいたします。

久喜漁港中防波堤（A）整備工事請負契約の締結について、久喜漁港中防波堤（A）整備工事請負契約を下記のとおり締結するため、地方自治法第96条第1項第5項の規定により議会の議決を求めるものでございます。本日の提出でございます。

契約の目的といたしまして、久喜漁港中防波堤（A）整備工事、契約の方法、指名競争入札であります。契約金額1億6,442万4,750円で、契約の相手方は、壱岐市勝本町大久保触1726番地、株式会社松本建設、代表取締役松本常敏、提案理由でございますが、壱岐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を得る必要があるためであります。

次をお開きいただきたいと思います。工事の概要につきまして御説明をいたします。今回、お願いをいたしております久喜漁港中防波堤（A）につきましては、計画延長125メートルで、これまで49メートルが完成をいたしております。今年度工事といたしまして、基礎工が75メートル、堤体工76メートル、上部工76メートル、消波工48.4メートルを予定をいたしております。

工期につきましては、平成20年3月25日までで、入札状況及び予定価格につきましては、お手元の資料のとおりでございます。また、位置につきましては、次のページに掲載をいたしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

〔産業経済部長（西村 善明君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 以上で説明を終わります。

これから、議案第84号久喜漁港中防波堤（A）整備工事請負契約の締結についての質疑を行います。質疑ありませんか。5番、坂本議員。

○議員（5番 坂本 拓史君） 今回の契約につきましては、当然入札の結果ということでございます。しかしながら、聞くところによりますと、この案件につきましては、2回入札があったというふうに聞いておりますが、第1回目の入札がなぜ取り消しになって、そして再入札という方向になったのか、その理由と経過について詳しく説明を求めます。

○議長（深見 忠生君） 長田市長。

○市長（長田 徹君） 坂本議員の質問にお答えいたしますが、議員が言われますように、これ2回目の入札でございます。1回目が8月23日に行っておるわけでございますが、実は、その落札者の開札のときにですね、間違った業者を発表したという大変非常に不手際なことがございまして、本当に業者の皆様方に大変御迷惑をおかけしたと、深く陳謝をする次第でございます。

結論としましては、職員等も今後、処分をしたいと、するということで今しておりますが、経過につきましては担当契約の方からさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（深見 忠生君） 牧山財政課長。

○財政課長（牧山 清明君） ただいまの質問にお答えをいたします。

第1回目の入札を8月23日に実施したところでございます。その中で、最低制限価格を下回った、全社が下回った入札をされてありまして（注）、壱岐市の入札要領によりまして、これは平成17年の6月9日に各業者宛に通知をいたしているところでございますが、そのセーフティゾーンでありますと、その中の最低の業者の方と契約をするという要綱がございまして、その最低の業者を見誤ったところでございます。

それが発覚と言いますか、入札会場で決定をした後、そういった話になりまして、その会場が騒然となったわけでございます。

そうした中で、担当は一たん保留という形を話をしたところでございますが、全員ざわざわと、もうそれも結局会議が終わった後ということで、全員退席をなさったというような状況でございました。

で、私どもはこういった状況になったわけでございまして、県の入札のミスによるマニュアルを準用いたしまして、常々私どもはそういった状況というのは、県のマニュアル等を準用いたしているわけでございますが、県のマニュアルを準用いたしまして、後日、全員、27日でございますが、全業者お集まりをいただきまして入札の経緯、私どもの入札の誤り等を説明し、最低の

（注）215ページに取り消しの申し出あり

業者と再度契約をしたいということで申し出をいたしました。

そうしますと、全員の同意が得られなかったわけでございます。これも原則、同意が得られれば変更するということが可能ということで県のマニュアルに書いてありますし、同意が得られない状況であれば再入札をということで説明もいたしまして、昨日再入札を実施した次第でございます。

以上でございます。

○議長（深見 忠生君） 坂本議員。

○議員（5番 坂本 拓史君） となりますとですね、結果的には事務的なミスであったということだというふうに今、認識をいたしておりますけれども、確認しますが、ちょっと私もよくわかりません。最初に発表した落札業者より別に本来、正当な落札者があったということで間違いないですね。そうであればですよ、間違いないですね。

それでは、第1回目のその入札の折、8月23日というふうに言われましたけれども、そのとき一たん保留ということも言われておりますが、このときにその執行側ですね、どういう職責の職員が立ち会って入札を行っておるわけですかね。

○議長（深見 忠生君） 牧山財政課長。

○財政課長（牧山 清明君） 8月23日、当日は係長と係と2名出席をさせております。

○議長（深見 忠生君） 坂本議員。

○議員（5番 坂本 拓史君） こういう大きい金額において、一般の職員並びに係長は当然、管理職ではないと思います。責任が明確にできるような職員が立ち会っていなくていいんですかね、これは。そういうふうになっとるとですかね。1億6,000万円ぐらいですよ、今回の決定の額も。

それもありますし、その県のマニュアルを準用してということはまあわかるわけですが、その間違いに気づいて、その判断をされたのはだれがされたわけですかね。それより当然その担当者で立ち会った係長じゃなくて、上司の方が恐らく判断をされたと思うんですが、その辺、いかがでしょうか。

○議長（深見 忠生君） 牧山財政課長。

○財政課長（牧山 清明君） 御指摘のように、当然、私もその場に立ち会わなければならないと、このように思っています。当日、23日、24日は補正の市長ヒアリングを実施をしたところでございます。

御指摘のように、こういった重要な案件について私が出席しなかったということは、非常に指摘される第1点だと思っております。

今後はこういったことがないように、十分注意をするとともに、入札会場におきましても、

1億円を超す事業につきましては、主管課の課長、あるいは係長の出席を求めて、現在、入札をいたしておるところでございます。

○議長（深見 忠生君） 坂本議員。

○議員（5番 坂本 拓史君） ということは、すべてが誤っていたということだというふうに思いますが、それから、県のマニュアルを準用してということで今、言われまして、27日に参加業者に再度、来てもらって説明をした後に、結果的には再入札ということになったということでございますけれども、先ほど入札者全員の同意があれば変更も可能であったと、同意が得られなかったということですけども、この辺、十分そのときに説明されたんですかね。どうもそのようには聞いておらんわけですけどですね。

そのミスの上にミスがあったとじゃないですか、これは。よく説明せんで再入札がもう先行してそのようになったとじゃないですかね。どうですかね、そこは。

○議長（深見 忠生君） 秋山財政課長。

○財政課長（牧山 清明君） 当日、27日に契約の係長と係と私とそれと部長と出席をし、説明をしたところでございます。基本的に、その契約相手方というのは契約をする上で非常に重要な要素でございます。このミスも軽微のものとは言えないわけございまして、全体を取り消して再度入札をするのが本来の原則であるわけでございます。

しかしながら、入札をされました業者の皆様方の手続きに誤りがあるわけではございませんので、異様なことでもございませぬので、これを安易に入札をやりかえ、説明はちょっとあれですが、再度、入札をしますということを行うのが原則かもわかりませんが、全員の同意が得られれば落札決定のみを取り消して、落札者を変更することが認められるようになっておりますので、その中での説明をしたかと思っております。

○議長（深見 忠生君） 坂本議員。

○議員（5番 坂本 拓史君） 要するにミス、不手際が次から次に重なったようなというふうに、私は認識をいたしております。とにかく、何ら落ち度のない正当な落札をしたはずの業者にとってはこういう大きい金額ですから、これあくまでも行政側のミスですから、当然その受注ができないということになれば本当にその業者からすれば死活問題だというふうに思います。

それと、本当理不尽でこのまま泣き寝入りをしなくてはならないのかなということで、非常に困ってもおられました、その方はですね。それと同時にその多くの従業員を抱えておられるわけですね。もちろんこの方々の生活費も何なりと今後、支障があるというふうに認識をいたします。その辺はですね、きちんと律していただきたいと思ひまして、あわせてランクづけ等いろいろ受注の場合あるわけですけども、次年度以降の契約等にも非常にかかわってくることで、単なるその事務的なミスで済ませるのかというふうに、私は思うわけですけども、最後に市長、責任を後

でうんぬんというふうに言われましたが、しっかりとその辺をやっていただきたいと思います。

職員がミスしたのをうんぬんということではありませんけど、やっぱりきちんとしておかないと、また今後、こういうことが発生すると同じようなことを繰り返すことになりますので、きちんとした対応をしていただきたいと思いますが、どうでしょうか、その辺、市長、最後に今後のことについて。相手方に対して誠心誠意、対応していただくということを要請したいと思いますが、市長のお言葉をお願いします。

○議長（深見 忠生君） 長田市長。

○市長（長田 徹君） 本当に申しわけなく思っております。もうやってはならないことが生じたわけでございます。これには本当に何も言うこと、申すべき、申し開きはできないわけでございます。本当、業者におかれましては、そのときですね、まだどこの業者がわからない時点で解決、こうですね、その最低も、そのときに解決すべきがそれができずに、最後、結果的に本当にそれに該当された、もしこう正当ならば該当された業者に対して本当にこう申しわけなく思っているわけでございます。

先ほど、次年度の入札のランクとかいろんなこともお話がありましたし、これにつきましてはもし法的に可能であればですね、私はそういう配慮はしたいと、このように思っております。本当に申しわけなく思っております。

以上でございます。

○議長（深見 忠生君） 坂本議員。

○議員（5番 坂本 拓史君） 先ほど言いますように、今後ですね、こういう結果にならないように、特に入札に関しては慎重に、慎重を重ねてやっていただくことをぜひお願いをいたしておきたいと思います。終わります。

○議長（深見 忠生君） ほかに質疑はありませんか。22番、近藤議員。

○議員（22番 近藤 団一君） 議会はチェック機能とは言いながら、今坂本議員の発言で私たちも知ったわけでございますけど、本当にこういう重大な過失をですよ、ややもすればわからんまんま、そのまんま通り過ぎると、そういう姿勢が私は問題だという気はいたしますが、そのこれについて市長はどういう対策を指示をされたのか、明確に答弁をお願いします。

○議長（深見 忠生君） 長田市長。

○市長（長田 徹君） この件につきましては、再入札すべきかどうかということで、やはり皆様方の同意が得られればですね、県及び国のその流れの方に、方と申しますか、そういうのを参考にしてやりなさいということで、まずは同意を得られるように、一生懸命努力をしたわけでございます。

そういうことで、どうしても同意が得られないということでこういう形になったわけござい

ます。

そういった中で、私も業者の方にも出向いていきましたし、また業者の方も相手をされた方も来られたわけでございます。本当にこう業者の方にとってはこう自分の手にあったものがもうたたき落されたような、そんなこう、そして従業員も抱えておられるということで、いろいろなお話を聞きまして、本当に申しわけなく思っておるわけでございます。

そこいらで何とか、県のいろいろのあれを我々も参考にいたしまして、今度の経過にわたった次第でございます。別に隠そうとか隠さまいとか、そういう気持ちは一切持っていないわけでございます。問題解決に向けて一生懸命努力したわけでございます。本当に申しわけなく思っております。

○議長（深見 忠生君） 市長、対策の指示はあったんですか。長田市長。

○市長（長田 徹君） 対策としましては、先ほど課長も申し上げましたが、今から今後、こういうことが起こらないように各入札の担当の課長はもちろんです、やはり所管の課長、係長もですね、同席をさせてこういうことがないようにしたいということで、今後の対策というものはそういうふうな形を、今現在、次からはもうその8月の以降の件につきましては、そういう対策をさせております。

そして、職員につきましても、これ処分をするということで御答弁を申し上げておりますし、これを行って責任はとりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（深見 忠生君） ほかにございませんか。1番、音嶋議員。

○議員（1番 音嶋 正吾君） 坂本議員の方から詳細にわたる質疑がございましたが、私は8月23日に入札がされ、8月27日に全業者を集めて説明をしたと申されました。その事実関係だけお聞きをしたいと思います。これは業者からの申し入れによってそういう全員集めて説明をする事態になったのか、その人的ミスが行政の方でわかって自発的にしたのか、そのいずれかのみをお答えをいただきたいと思っております。

○議長（深見 忠生君） 牧山財政課長。

財政課長（牧山 清明君） ただいまの御質問にお答えいたします。

当然、入札が終わった後、私が5時以降にその話をまず聞いたかと思っております。で、誤って決定をした業者にまずこの変更の話をしなければならぬということで、24日にその話をしたところでございます。で、私どもも再度、入札を、同意が得られるかどうかという問題もありましたので、これが金曜日でございますので、翌週の月曜日の10時に私どもが全員にお集まりをいただいたところでございます。あくまでも業者からの要請ということではございません。

○議長（深見 忠生君） ほかにありませんか。10番、豊坂議員。

○議員（１０番 豊坂 敏文君） 先ほどの説明の中に、第１回の入札の場合は全員失格だったという話があったんですが、もう一回、確認をします。

それから、部長とか課長はこの入札には絶対出席をしなければいけませんね。こういう金額のどうこうじゃなくて、入札にはぜひ出席をするように。

それでは、その全員失格だったかどうかの確認をします。

○議長（深見 忠生君） 牧山財政課長。

○財政課長（牧山 清明君） この８月２３日の入札は最低制限価格を設けております。で、その最低制限価格を全員下回ったということでございます。で、これが８７．（発言する者あり）いいですか、はい。

○議長（深見 忠生君） 豊坂議員。

○議員（１０番 豊坂 敏文君） 誤って決定したという事例ができます。そこをちょっと説明してください。わかりません。

○議長（深見 忠生君） 牧山財政課長。

○財政課長（牧山 清明君） ８７％から、要するに入札のときに最低制限価格を設けますときに、ランダムで小数点第２位を、業者を決定し業者にくじを引いていただいてその少数第１位、第２位を業者に引いてもらってるわけでございます。それが最低制限価格の率、この率をちょっと入札の順序から申し上げますが、全員お揃いになりまして、一番札を入札をしていただきます。改札前にその最低制限価格というのを決定いたしております。それが業者にランダムにもうその１から１０まであるわけですが、これを業者に、Ａ業者、Ｂ業者、少数第１位、第２位を引いてもらっているわけです。それが今回、基本的に公表していますのが８７％でございますので、それにプラスのランダムでその少数第１位、２位を決めてもらっているわけでございます。それを決めて、ですから８７．６３、このときは６３だったかと思っておりますが、８７％から８７．９９までのその中で最低を決めるわけでございます。

で、今度の結果と言いますのは、８７．６３以下であったわけで、なおかつ８７％のこの範囲に８業者がおいでになったということでございます。

そうしますと、当初、申し上げましたが、壱岐市の入札要領によりまして８７％により近いその範囲内、セイフティゾーンというのをその１７年の６月に全社に通知したものがございます。ですから、その中、範囲の中に８業者がいたということでございます。

ですから、その中の最低の方と契約をしなければならないのを誤って決定を他社にしたわけでございます。そういったミスでございます。

○議長（深見 忠生君） １０番、豊坂議員。

○議員（１０番 豊坂 敏文君） そのランダムの方はよかと思いますが、市が設定した最低制限価格

よりも失格だったですから下になっていると思うとですね、全部札が。そういう場合に、ランダムとの関係というよりも市の方が87%ということであって、全業者失格だったというときに、それランダムが発生します。最低制限価格よりも下だったら全員失格ですよ。

○議長（深見 忠生君） 牧山財政課長。

○財政課長（牧山 清明君） 先ほどから説明をいたしておりますが、市の入札要領、17年の6月の9日に出しておりますこの中で、この中で87%から最低の間におればその中の最低の方と契約をするという要綱があるわけです。

ですから、本来、最低制限価格を下回っているわけですがけれども、その中に87%、87.00からその間に全業者がおる場合はその最低の業者と契約をすることができるという要綱があるわけですので、全員失格ということではないわけでございます。

○議長（深見 忠生君） わかりましたか。10番、豊坂議員。

○議員（10番 豊坂 敏文君） 休会されてもいいですが、わかる説明を休会の中で聞きたいと思えます。

○議長（深見 忠生君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開を11時20分といたします。

午前11時10分休憩

.....
午前11時20分再開

○議長（深見 忠生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案審議を続けます。10番、豊坂議員。

○議員（10番 豊坂 敏文君） 失格という語句が出ておりますので、その失格であったかどうかのもう一回再確認をします。

○議長（深見 忠生君） 牧山財政課長。

○財政課長（牧山 清明君） ただいまの質問でございますが、最初に私、失格と申し上げたかと、このように思っております。説明がわかりやすいんじゃないかというような形での説明だったかと私は思うんですが、基本的に87.63を下回るということは失格でございます。しかしながら、平成17年6月9日の通達によりまして、セーフティゾーンがあるがゆえにその中での決定をしたということで、最初に私はその話をしたかと思っております。

ですから、その入札の比率、最低制限の率を出して決定をし、そしてそれを下回ったということでございます。

よろしいでしょうか。

○議長（深見 忠生君） 10番、豊坂議員。

○議員（10番 豊坂 敏文君） 失格じゃなかったということをはっきり言ってくださいよ。失格ということは、全員失格ということは再入札にもなるんですよ。ですから、このセーフティゾーンがある失格という言葉がそこは悪いんじゃないですか。そこをはっきり言ってください。

○議長（深見 忠生君） 牧山財政課長。

○財政課長（牧山 清明君） 私の失言でございます。取り消します。全社87%以上でございましたので、失格ではございません。

○議長（深見 忠生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） ほかに質疑はありませんので、これで議案第84号についての質疑を終わります。

お諮りします。議案第84号は会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第84号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第84号久喜漁港中防波堤（A）整備工事請負契約の締結のついてを採決します。この採決は起立によって行います。本は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第84号久喜漁港中防波堤（A）整備工事請負契約の締結のついては原案のとおり可決されました。

日程第26、諮問第1号

○議長（深見 忠生君） 次に、日程第26、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦のついてを議題とします。

本案に対する提案理由の説明を求めます。長田市長。

〔市長（長田 徹君） 登壇〕

○市長（長田 徹君） 諮問1号は人権擁護委員候補者の推薦のついてでございます。

人権擁護委員であります百崎政子氏の任期が3年でございますが、任期が平成19年12月

31日をもって満了することに伴いまして、引き続きこれ2期目でございますが、壱岐市石田町印通寺浦428番地、百崎政子氏を人権擁護委員に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議を賜りまして、御同意いただきますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

〔市長（長田 徹君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 以上で説明は終わります。

これから、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についての質疑を行います。質疑ありませんか。6番、町田正一議員。

○議員（6番 町田 正一君） 別に人選についてどうこう言うことじゃないんですが、確か前、近藤議員がですね、こういう場合の推薦については、推薦された人のですね、履歴をある程度やっぱりきちんと載せるべきだという質問をされて、市長も確か今後はそういう方向でやるというふうに答弁されたと聞いてますが、これ見たら前回と全く変わってないんですが、その点については市長これどうなんですかね。別にその人選についてどうこう私は言っているわけじゃないんですが。もう一度、再確認をちょっとしてもらっておきたいんですが。

○議長（深見 忠生君） 長田市長。

○市長（長田 徹君） 前、何か質問があったということで、もしそういうことで言っとったなら、本当認識不足で申しわけございませんでした。

今回、履歴書をつけておりませんが、後ほど配付をしたいと思いますので、よろしくお願ひします。（発言する者あり）個人情報等もございしますが、もし配付していいものならば配付したいと思いますし、もしあれだったら今読み上げさせていただいても思っております。

○議長（深見 忠生君） 町田議員。

○議員（6番 町田 正一君） この方は一応、人権擁護委員になられるわけですから、個人情報保護法は基本的には関係ないんだろうと思うんですが、要するに、今後こういった形で市が推薦する委員については、簡単な履歴は当然、前近藤委員が指摘されて市長もそのとおりにやるということで答弁されたんで、それをきちんとやってもらいたいと。そうせんと、私たちもこれどういう方かというのわかりませんので、ぜひ、その点だけ、結構です。

○議長（深見 忠生君） 長田市長。

○市長（長田 徹君） 2期目の方でございまして、2期目でもやはりわからない方があられるのかなと思います。これにつきましては、多分個人情報も大丈夫じゃなかろうかと思っておりますので、そういうことであればお示しをしたいと思います。

以上でございます。

特に、1期目のときにはこう口頭です、前回は説明をしたと思いますが、今回は2期目ということで口頭での説明を省略させていただいております。失礼しました。

○議長（深見 忠生君） ほかにありませんか。市山議員。

○議員（21番 市山 繁君） 今、そのことについてお尋ねしようと思ったんですが、再選ですから、後からじゃなくてもすぐ即答ができると思っています。わかっておりますから。後よじやなくてすぐ答弁ができると思っていますが。

○議長（深見 忠生君） 長田市長。

○市長（長田 徹君） それでは、口頭で、今からよございますでしょうか。

住所は、先ほど申し上げましたように、印通寺浦428番地、生年月日が、17年の2月1日でございます。昭和37年の3月に香蘭女子短期大学本科を卒業なされております。その後、同年の4月1日より下県郡の巖原町立金田小学校の教諭をされております。その後、郷ノ浦町の三島小学校の教諭、41年の4月に鯨伏中学校の教諭、また46年には渡良中学校の教諭、50年に筒城小学校の教諭、51年に石田小学校の教諭、57年に市立土井首小学校の教諭、61年に長崎市立の戸町小学校教諭、平成2年に初山小学校の教諭、平成3年4月1日に初山小学校を退職をなされております。

以上でございます。

○議長（深見 忠生君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで諮問第1号についての質疑を終わります。

お諮りします。諮問第1号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案はこれを了承することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については了承することに決定しました。

— ・ ————— ・ —————

日程第27. 発議第7号

○議長（深見 忠生君） 次に、日程第27、発議第7号割賦販売法の抜本的改正に関する意見書の提出についてを議題とします。

提出議員の趣旨説明を求めます。10番、豊坂敏文議員。

〔提出議員（豊坂 敏文君） 登壇〕

○提出議員（10番 豊坂 敏文君） それでは、発議第7号について御説明をいたします。

提出者、豊坂敏文、賛成者、牧永護、赤木英機、割賦販売法の抜本的改正に関する意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出をします。

本件につきましては、前回の議会の中で紹介議員より詳細に説明があつておりましたので、中身は省いていきたいと思いますが、割賦販売法の抜本改正に関する意見書（案）でございますが、クレジット契約については、以前の会議の中でも話があつておりました。壱岐市議会は国会、及び政府に対して割賦販売法の改正に当たって次の事項を実現するように強く要望をいたします。

まず、過剰与信規制の具体化ということで、現行は調査するように努力するということが決まっておりますが、法制化を願いたいというのが1点目です。

2点目は、現行は契約とそれから代金の回収が区分されております。これを一元化するように法制化を望む。

3番目が、現行が2カ月以上で3回以上だけを対象としてありますが、これを1回から2回のクレジット契約についてまで適用するように対象を伸ばしていただきたいという要望です。

4番目が、登録制の導入ですが、現行は義務化しておらないということから、これを義務化するようにという要請です。

以上、地方自治法第99条の規定によって、意見書を提出する。平成19年9月21日、壱岐市議会、提出先が衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣。

以上です。

〔提出議員（豊坂 敏文君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） これから、発議第7号の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、発議第7号の質疑を終わります。

お諮りします。発議第7号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、発議第7号は委員会付託を省略する

ことに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから、発議第7号割賦販売法の抜本的改正に関する意見書の提出についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本案に原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、発議第7号割賦販売法の抜本的改正に関する意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第28. 発議第8号

○議長（深見 忠生君） 次に、日程第28、発議第8号義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出についてを議題とします。

提出議員の趣旨説明を求めます。5番、坂本拓史議員。

〔提出議員（坂本 拓史君） 登壇〕

○提出議員（5番 坂本 拓史君） それでは、発議第8号について説明をいたします。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について、この件につきましては、坂本拓史が提出者として、そして音嶋正吾、並びに鶴瀬和博両議員の賛同を得まして、別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出をいたします。

内容につきましては次ページをお願いいたします。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（案）、義務教育費の国庫負担制度は憲法の保障する等しく教育を受ける権利、あるいは教育を受けさせる義務の基本的理念を具現化するため、国が必要な経費を負担することによって、教育の機会均等とその水準の維持向上を図る制度であり、現行教育制度の重要な根幹となっています。

しかし、政府野党合意によって2006年度から義務教育費国庫負担金については国負担が2分の1から3分の1に変更されました。3分の1にすることは地方交付税に依存する割合が高まることになります。地方交付税の削減は必至と言えます。

全国的な教育水準の確保や地方財政の圧迫をさせないためには、これ以上の国庫負担金の削減はすべきではありません。現在、三位一体改革の議論では国と県、市町村の役割分担や財源配分のあり方を明らかにしないまま、国庫補助負担金の削減を優先した検討がされています。

義務教育費国庫負担金全額を廃止して、その分が税源移譲されたとしても、本県のように税源の乏しい地方団体は財源不足に陥り、県財政を圧迫することが予想されます。教育行政の推進に

多大な影響を及ぼすことは明らかです。

地方の自由度を拡大するための改革であるならば、現在の義務教育費国庫負担制度の維持をしながら、地方の裁量で何ができるかといった見直しこそ進めるべきです。

教育予算は未来への先行投資であり、子供たちがどこに生まれ育ったとしても等しく、良質な教育が受けられることは、憲法の保障するところです。よって、政府におかれましては義務教育費国庫負担制度の基本理念に基づき、現行制度を引き続き堅持されることを強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。平成19年9月21日、老岐市議会、提出先に関しましては、内閣総理大臣、そして財務大臣、文部科学大臣、総務大臣であります。

以上でございます。

〔提出議員（坂本 拓史君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） ただいまから発議第8号の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑ありませんので、発議第8号の質疑を終わります。

お諮りします。発議第8号は会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、発議第8号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、発議第8号義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、発議第8号義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出については原案のとおり可決されました。

日程第29. 発議第9号

○議長（深見 忠生君） 次に、日程第29、発議第9号道路特定財源制度の堅持に関する意見書の提出についてを議題とします。

提出議員の趣旨説明を求めます。24番、赤木英機議員。

〔提出議員（赤木 英機君） 登壇〕

○提出議員（24番 赤木 英機君） 発議第9号、先ほどよりいろいろ意見が出ておりましたけど、私たちはこれ本来目的税であるということで、一般財源化はしないようにを含めまして、発議を提出したいと思います。

提出者、赤木英機、同じく賛成者、深見義輝、大久保洪昭。道路特定財源の堅持に関する意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

道路特定財源制度の堅持に関する意見書（案）、道路は国民生活や経済、社会活動を支える最も基礎的な施設であり、その整備は全国民が長年にわたり等しく熱望しているところであります。

壱岐市は九州北部の玄界灘に位置し、古代より大陸文化の中継地であり、日本と朝鮮半島の交通の要所のため、国境の島として、国防の最前線として、刀伊の賊の襲来、元寇等幾多の外的の進入の歴史があります。

壱岐市も少子化、高齢化、地球規模での環境問題等で新市として地方の発展と責任ある地方行政の推進に努力しておりますが、合併後の効率的な道路網の整備が緊急の課題であり、経済情勢が厳しい状況において公共投資を着実に実施し、国民が真に必要とする社会資本を整備することにより、経済構造の改革を実現させることが必要であります。

ついては、次の事項について特段の配慮がなされるよう、強く要望する。

1、地方の道路整備を重点的かつ計画的にするため、道路特定財源については受益者負担の原則に基づき、一般財源化や他に転用することなく、すべて国民の期待する道路整備を推進するために立てること。

2、離島及び半島の振興を図るため、道路網の整備強化、及び離島架橋の整備促進を図ること。

3、道路の安全、安心の確保のため、施設の高齢化対策、効率的管理による施設の長寿化等の事業予算の制度の充実、並びに拡大を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。平成19年9月21日、壱岐市議会、提出先は内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、内閣総理大臣補佐官、経済財政担当、内閣府特命担当大臣、行政改革担当。

以上でございます。

○議長（深見 忠生君） これから発議第9号の質疑を行います。質疑ありませんか。市山議員。

○議員（21番 市山 繁君） この文章についてこの趣旨のあわないところがあるような気がしますので、ちょっと削除すればよくないかと思っております。

というのは、これは特定財源の堅持にかかわる問題であって、上から6行目ぐらいから、日本と朝鮮半島は交通の要所でありますとかそういうことを書いて、その下に国防の最前線として刀

伊の賊の襲来、元寇等の幾多の侵入の歴史がありますとか、こういうことは私は関係なくして、もう国境の島でありますということでとめんと、これはいろいろとこの趣旨に私は、今元寇のことなど、取り上げることは私は要らんと考えています。今からはもうこの飛行機の時代いろいろなっておりますから、そういったことは省いた方が、だれか見たときにやっぱり感情悪くするんじゃないかならうかと。その趣旨に合うところで、国境の島でありますということが一番適当じゃないかと思っておりますので、一応、参考までに。

○議長（深見 忠生君） 赤木議員。

○提出議員（赤木 英機君） 今、市山議員から御意見ございましたが、一応これは案と出していますので、その削除されればですね、またそういうページもできましようから。（発言する者あり）

○議長（深見 忠生君） 市山議員。

○議員（21番 市山 繁君） それよりもですね、先ほど町田議員が言われたように、この揮発税が主であって、軽油税もそうですけれども、これはちょっと文章と離れますが、原油税とかそれから油の精製税とか、アメリカから見たら3倍ぐらいの税金がかかっておるわけですから、離島のハンディを克服するために、離島については一部の減税をお願いできんかというような趣旨、私はこれを添えてもらいたい。これは長崎県は離島が多いわけですから、そういうことを含めて、やっぱりやった方がいいなど、これじゃなくても、この次にやっぱり、離島市長会とか何とかで話し合って、そういうことをつくっていただきたいなど、こういうふうに思っておりますが、今の質問はここでとめたが一番いいんじゃないかと、私は思ってますが、皆さん方に諮ってください。

○議長（深見 忠生君） 赤木議員。

○提出議員（赤木 英機君） 過去何回もこの案、意見書は出ておるわけですが、過去出たのを参考にして、このように掲げて、案として出しておりますので、皆さんの意見がそのような意見が集約できればまた改正できないことはないと思います。

○議長（深見 忠生君） 市山議員。

○議員（21番 市山 繁君） 中国とか、やっぱり韓国あたり、いろいろな国交問題がいろいろあっておりますから、こういう昔のことは取り上げんで、現在のことだけをやっぱりやった方がいいと、私は思っております。

○議長（深見 忠生君） お諮りをしたいと思います。今、市山議員から字句の問題で御意見がございましたが、そのようなことで取り計らってよろしゅうございますでしょうか。6番、町田正一議員。

○議員（6番 町田 正一君） こういう類の意見書は大体例年どおりという形で、大体同じよう

な文章の形になるんですが、私もこれ読みよってですね、今回非常に独特の文章で、壱岐市らしいんじゃないかと。大体こういうのはもうあそこに、行政の中央に送られてですね、本当に読んでいただけるかどうかかわからんのだったら、ある程度壱岐市独自の立場というか、赤木委員長は、刀伊の乱から始まって元寇の歴史が、確かにそれは現実にあるわけですから、壱岐市らしい特色を出す上では、ほかの自治体と全く同じような文言で壱岐市議会でも出すよりも、かえって目にとまっていいんじゃないかと、逆に私はそのようには思って、今回の文章はこれ非常に独特だなと思ってですね、関心しながら聞いておりました。

私はこのままで結構だと、大いに今後の意見書はこういう形であってほしいと、逆に思います。

○議長（深見 忠生君） 今、異なった意見が出ましたけれども、ほかに質疑ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑はありませんので、発議第9号の質疑を終わります。

〔提出議員（赤木 英機君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） お諮りします。発議第9号は会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、発議第9号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、発議第9号道路特定財源制度の堅持に関する意見書の提出についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、発議第9号道路特定財源制度の堅持に関する意見書の提出については原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前11時49分休憩

.....
午前11時51分再開

○議長（深見 忠生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案審議を続けます。

日程第30. 発議第10号

○議長（深見 忠生君） 次に、日程第30、発議第10号寺頭・白水両団地公営住宅新築工事の入札についての調査に関する決議についてを議題とします。

提出議員の趣旨説明を求めます。6番、町田正一議員。

〔提出議員（町田 正一君） 登壇〕

○提出議員（6番 町田 正一君） 発議第10号、提出者町田正一、賛成者、記載のとおりであります。寺頭・白水両団地公営住宅新築工事の入札についての調査に関する決議、上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出いたします。

決議、地方自治法第100条第1項の規定により、次のとおり、寺頭・白水両団地公営住宅新築工事の入札についての事務に関する調査を行うものとする。

1、調査事項、寺頭・白水両団地公営住宅新築工事の入札に関する事項。2、特別委員会の設置、地方自治法第110条及び委員会条例第6条の規定により委員10人で構成する、寺頭・白水両団地公営住宅新築工事の入札に関する調査特別委員会を設置し、これに付託して行う。3、調査権限、本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項（及び同法第98条第1項）の権限を寺頭・白水両団地公営住宅新築工事の入札に関する調査特別委員会に委任する。4、調査期限、寺頭・白水両団地公営住宅新築工事の入札に関する調査特別委員会は、1に掲げる調査が終了するまで閉会中もお調査を行うことができる。5、調査経費、本調査に要する経費は10万円以内とする。6、理由、平成19年9月7日付、壱岐日々新聞において、寺頭・白水両団地公営住宅新築工事の入札の遅れは市と島内の大手建設業者との癒着が原因で、その業者の指名停止期間の解除を待っているとの報道があった。事実とすれば重大な違法行為であり、壱岐市議会としても地方自治法第100条に規定されている調査権限を使っても事実関係を徹底究明し、市民の前に明確にする必要がある。よって、寺頭・白水両団地公営住宅新築工事の入札に関する調査特別委員会の設置を提案するものである。

最後に一言。基本的に地方自治法第100条に決められている調査委員会、通称100条委員会の権限はその調査範囲がその壱岐市に居住する住民、及び法人、それから必要とあらば壱岐市に居住していない法人とか個人についても及びます。

基本的にはその調査権限が非常に強大であり、この100条委員会の設置については、軽々に判断してはならないということは、私も重々承知しております。

じゃあ、今回の分がなぜ地方自治法98条の常任委員会の調査じゃなくて100条委員会の設置がなぜ必要かと考えたかという、98条による常任委員会の調査では基本的に書面審査だけしかできません。それ以上の調査についてはすべて監査委員にそれを命じて調査することになっ

ております。

100条調査は、基本的に証人、参考人、文面の提出等を強制することができます。今回の事案は、島内3,000部を誇る、で恐らくこの新聞の中身を読んだ人は、恐らく島内で1万人以上、私は超えると思っておりますが、1面で市長と私はもう特定の業者が指定されておるんで、あえてもう「なかはら」という言葉は使いますが、「なかはら」が癒着をして入札期間を遅らしたという報道であります。これを100条委員会を設置しないで、通常の委員会で審査するという事は、市民にとっても市民の意見としてもそれは白黒つけろと、本当にそういう事実があるのかないのか、これをですね、壱岐市議会が明確に仕切れないようだったら、議会の役割そのものが私は市民の前で疑われるんじゃないかと、むしろそちらの方を心配しております。

これ以上については、100条委員会の委員運営の中身にかかわることなんでふれませんが、この件に関しては、私は立場が違いますけれども、壱岐市長は基本的に、私たち壱岐市民の代表であります。壱岐市の行政についてもすべての責任を負う、負っておられます。その市長が島内の大手「なかはら」との癒着があると、1面で報道されて、じゃあこの調査について何もしないという決議は、本当にできるのかどうか。もしこれがなかったらなかったで報告すべきであるし、あったら重大な違法行為であります。

この点について、議員諸氏には十分、お考えいただいて、判断を仰ぎたいと思います。

以上です。

○議長（深見 忠生君） これから発議第10号の質疑を行います。質疑ありませんか。23番、牧永議員。

○議員（23番 牧永 護君） 質問します。この件については、一般質問で取り上げられ、執行部側は事務手続きの遅れはあったものの、入札疑惑については何ら疑われることないと言明されました。

しかしながら、この件については、一般でも大きく話題になっているので、市長も何らかの形で対応すべきでなかったかと、私は思っております。

しかしながら、議会といたしましても、真相の解明が必要と私も思いますが、100条委員会より前に特別委員会等を設置し、十分審査され、審査、調査に協力的でなく、疑義が解明されない場合、100条委員会を設けて、私は審査するべきと思っておりますので、提出議員にお伺いします。

○議長（深見 忠生君） 町田議員。

○提出議員（6番 町田 正一君） 牧永議員にお答えします。

その審査する特別委員会が100条委員会なんです。これ以外にですね、例えば所管が産業建設委員会なんで、そちらの方でまず審議してはどうかという意見もあると思っておりますが、基本的に

はですね、地方自治法98条に基づく通常の委員会では、文書の提出しか求めることができません。特にその文書の提出も行政の執行事務に対する文書の提出だけなんです。基本的にはこの案件については、私は業者もきちんと調査する必要があると、報道についても報道の根拠を明確にしていく必要があると、私は思っておりますので、そういったことが通常の特別委員会にはその権限は全くないというのは、議員もよく御存じのとおりです。

私が、さっきも言ったように軽々に100条委員会をつくるべきではないと言いましたけども、この件について、私は100条委員会をつくらなくて、じゃあ何についてつくるんだと、入札のその疑惑があると、犯罪行為を指摘されとってですね、その先ほど市長に対する対応は、私も全く同感であります。私の一般質問でもああいう答弁ではなくて、もっとやっぱり毅然とした答弁をすべきだと、私も正直言っていると思います。

ただし、壱岐市議会としてできることは、100条委員会を設置して、その中の調査です。これ以上のことについては、壱岐市議会としてはできません。

だから、今回に関しては、私は、議員必携にも100条委員会の調査、慎重に、ただし必要と思われた場合は、勇気を持って果敢に決断すべきであるというふうに書いてありますけども、それに則って、私は提出しております。

○議長（深見 忠生君） ほかに質疑はありませんか。中村議員。

○議員（12番 中村出征雄君） 既に入札の執行も出されて、今月に25日に入札があるようになっておりますが、発議者は十分、その点は御存じですかね。はい、結構です。（「はい、知っております。いいですか、答弁して。その件については知っております。」と呼ぶ者あり）

○議長（深見 忠生君） ほかに質疑ありませんか。市山繁議員。

○議員（21番 市山 繁君） こないだ町田議員の一般質問ありましたね。これに対して癒着があったかどうかについては、市長と建設部長申されて、絶対なかったというような答弁でした。そして、また入札に、住宅ですか、寺頭住宅ほかその住宅の入札については、書類が遅れたということはもう自分たちが悪かったということで、誤りはありましたね。

そういうことで、私はこれは町田議員が言われたことは十分わかっておりますが、住宅についてはそれはもうこれは徹底的にやっぱりこういうことがないように、今後してもらわないかん。そしてまた癒着については、これは市長のその対応にも遅れがあるということもあっておりましたが、それは私も実際にそう思っています。そのときにやっぱり反論をせないかん。反論をせないかんのですが、これはやっぱり新聞社と市長の問題であって、執行側の問題であって、私たちの100条委員会というのは、市に何か不都合のことがあった、過ちがあったということに対しては徹底的に調査しなければいかんと、私は思っておりますが、これはその市議会で100条委員会をつくって、癒着であったかどうかというようなことについては、私ちょっとこう考えないか

んなというように考えております。

○議長（深見 忠生君） 町田議員。

○提出議員（6番 町田 正一君） まず1点ですね。市長個人の分とかですね、例えば、市長が個人的な、例えばその犯罪行為を犯したとか、そんなのはですね、これは新聞社と市長の個人的な問題です。私はこの件については、個人的、超個人的な問題とは、私は思っておりません。

それから、いきなり100条委員会をつくるのはどうかということですかね。もうついその答弁で明らかになったから100条委員会はつくらんでもいいじゃないかという意見ですから。私は何ら明らかになってないと思っております。何にも私は、この経過もですね、何にも明らかになってないと、入札が遅れた経過も私はですね。

確かにその事務手続きの遅れということがありましたけれども、それはまずはっきりさせるべきだと、それで壱岐市議会としてははっきりさせるべきだと、これをこの100条委員会をつくって明確に、これもしなかったらなかったで、私はそういうふうに結論をすべきだと。あったんだったら大変なことだから、それは壱岐市議会としてはどうかと、議会としてその、さっきからチェック機関として、本来の機能を果たすのであれば、この点については市民の前に明確にすべきだと。

今、実は市民の間は、それこそこの疑惑があるんじゃないかということで、非常に市民の目は疑いを持たれてます。それは多分、市山議員も感じておられると思います。

それだったらですね、多分それは私はこの件に関しては執行部の問題だけの問題だとは思いません。壱岐市議会のチェック機能はこれで果たせるのかどうか問われていることだと、私は思っております。よろしいですかね。

○議長（深見 忠生君） 市山議員。

○議員（21番 市山 繁君） この入札の関係についてですね、これは、あのですね、やっぱり書類の遅れはどういう理由であったかということは、徹底的に、100条委員会は設置せんでもこれはいいと思うんですね。徹底的に調べてやってよいと思っております。

そして、また、ここで市長に、執行側には質問はでけんですかね。これは間違いございませんかね。今、結局100条委員会の設置の問題が出ておりますけれども、癒着があったとかなかったとかについては、答弁されたやつが間違いなかったらもうその私もいろいろ申すことありませんけれども。……（発言する者あり）わかりました。それは質問が違うからわかります。

議長（深見 忠生君） 町田議員。

○提出議員（6番 町田 正一君） それも含めてですね、私は100条委員会の方ではっきりさせればいいと、私は正直思います。

ただ、100条委員会もいろいろ段階がありますし、文書提出だけではっきりする場合もあり

ます。それだけではっきりしなかったら参考人なり証人という形で来てもらうということもできます。100条委員会をつくったから直ちに参考人、証人してどうのこうのということではありません。文書を提出とその裏づけとなる書類を提出してもらってですね、それで事実関係がはっきりすればいいとです。

もちろん、100条委員会は正当な理由がないと証言の拒否もできませんし、基本的にはそこで虚偽の答弁があった場合は罰則規定までその100条委員会の権限に付与しております。

基本的にはそこまでしても、私はこの件については市民の前にはっきりすべきだと、私は思っております。

○議長（深見 忠生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑ありませんので、これで発議第10号の質疑を終わります。

〔提出議員（町田 正一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 中村議員。

○議員（12番 中村出征雄君） 動議を出したいと思いますが、この発議を採決する前に、休憩して全員協議会の要求をいたします。（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（深見 忠生君） ただいま、中村議員から、暫時休憩することの動議が提出されました。

この動議は、一人以上の賛成がありますので、成立しました。

暫時休憩の動議を議題として、採決します。

この採決は、起立によって行います。この動議のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、暫時休憩することの動議は、可決されました。

しばらく休憩します。議員控え室にお集まりいただきたいと思えます。

午後0時08分休憩

.....
午後0時18分再開

○議長（深見 忠生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

お諮りします。発議第10号は会議規則第37条の第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、発議第10号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。1番、音嶋議員。

〔議員（1番、音嶋 正吾君） 登壇〕

○議員（1番 音嶋 正吾君） 提案者から100条委員会の設置に対する提案理由の説明がございましたが、私は反対の立場で討論をいたします。

100条委員会の設置は自治体の疑惑、不祥事等の解明のために設置されるべきものであるという基本的な見解は一致いたしております。

発議10号の100条調査特別委員会調査事項は、寺頭・白水両団地公営住宅新築工事の入札にかかわる事項であり、提案理由の要旨は島内大手建設業者との癒着が原因で、その業者の指名停止期間の解除を待って入札がなされようとしている報道がなされております。

事実とすれば、重大な違法行為であり、事実関係の徹底究明をすべきとしてあります。まさしくそのとおりであると考えます。

9月7日、壱岐日々新聞の報道にかかわる町田正一議員の一般質問の答弁で、市長、建設部長は入札の遅れは指名業者の圧力によるものではないと、明確に否定の意思表示をされました。また、建設管理課の事務手続きの遅れ、事務処理2回の不備、技術的問題の3回の不備に伴い、発注が遅れたということも明確に認めました。

さらに、9月10日に県から入札執行通知書が指名業者に配付され、9月25日に入札執行予定と聞いております。

当問題は新聞社の報道に対し、町田正一議員が事実の真相をたず手段として、一般質問に取り上げられたと推測をいたしております。

行政当局は明らかに報道されている記事が事実と反する内容であれば、いかなる手段をかもって対抗できるものと考えております。

しかし、ここで9月18日の議会運営委員会に提出者から提出された当初原案決議分によると、寺頭・白水両団地の入札の遅れが市内業者との癒着が原因であるという報道の調査に関する決議となっております。

また、調査事項は、1、寺頭・白水両団地の入札遅れにいたった経過の精査とあります。2点目に、1に関して市内業者の市当局との癒着があったという報道に関しての調査となっております。私は係る経緯を鑑み、議会が本件調査において100条特別委員会を設置し、安易に通報者探しや報道機関の迫及はその目的から大きく本筋からはずれている行為であると考えます。

また、取材源を秘匿とすることは、報道機関が何より優先されるべき責務であり、個々の社にとって取材活動の根幹をなす究極の職業倫理であると認識をいたしております。

100条調査特別委員会の調査設置の本来の目的は、前にも述べましたが、自治体の疑惑、不祥事等を解明することであります。しかし、今回の本委員会設置には不純な意図があるように思われます。大いに市民の前に事実関係の徹底究明をすべきであることには異論はございません。

これらの経緯を考慮したとき、今回の100条委員会の設置し、調査することには係る理由によって反対であります。

〔議員（1番、音嶋 正吾君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 賛成討論ありませんか。ほかに討論ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 大久保議員。

○議員（17番 大久保洪昭君） 採決の前に、市長は先般のあの一般質問の中でも明確にそういった事実はないという答弁をしておいでになります。で、そうであるなら、報道関係に対して抗議はされたのか。また、今後、抗議されるお考えはないのか。市長のお考えをちょっとお尋ねをします。

以前にも、この報道によって病院問題、カルテ改ざん、そういう問題が出てきたわけですが、この報道に対して、市民はこれはすべては正解と思っておいでになります。で、今後、市長はどういうお考えを持っておいでになるか。この報道に対してお聞きをしておきたいと思います。

○議長（深見 忠生君） 長田市長。

○市長（長田 徹君） 大久保議員の質問にお答えいたします。

報道機関にどのような考えを持っているかということでございますが、今お答えしてございますですね。

私は、前回も1回議会の方には提案したわけでございますが、先ほど大久保議員が言われるように、病院問題で提訴をしたいということで、皆様方にお示しいたしましたが、残念ながら否決ということでそれもならなかったわけでございます。

いろいろの報道、今までも見ておりますと、もう非常にこう市民に関心が与えると申しますか、興味を引くような書き方、特に見出しの部分が非常に巧妙な書き方をされまして、要に私自身としましては、今壱岐市がどういうことがあってどうしているのかということ、今議員さんと一緒に壱岐のために頑張っているわけでございますが、それがなかなか市民にこう理解がいただけないような記事が多いと、そういうことで非常に不満に思っています。

また、大分前ですけど、いろいろこうファックスで送ってくるわけですね。それでここが違うからと言うても書き直さないしですね、一般質問のときも言いましたが、もういくらいってもあれだなということで、もううてあうまいというような形で、これはまあ一般質問でも言いましたが、最終的にはそういう形でございます。今までの新聞も見ておりましたが、また書いてるなく

らいのことしか思っておりません。

しかし、市民はやはり見たらですね、どうしても記事というものは見たら信じるわけですね。だからペンの力というのは非常に強うございます。そういった面で、竜崎市も今から市民と一緒に協働の町をつくりたいと、市民の理解を得ながらということで、私も頑張っておりますが、なかなかそこいらの理解は得にくいような状況だと、このよう認識をしておりますし、大変遺憾に思っているということは、もう議員皆様方、御存じのとおりでございます。

今回につきましては、癒着かということで、このハテナマークがついているわけでございますが、私も編集長に電話をいたしまして、憶測で書いてもらったら困るということを一言、言いました。そういうことで抗議と申しますか、あるいは言葉が悪いですけど、癒着かと書いてあるわけですね。

そういうことで断言はされておられませんので、でもしかし憶測で書いてある、新聞が憶測で書いていいのかどうか、私もそういう新聞の倫理がわかりませんが、それぞれ非常に憶測で書いてくれるなという電話はいたしました。

以上でございます。

○議長（深見 忠生君） ほかにございませんので、これで討論を終わりたいと思います。

これから、発議第10号寺頭・白水両団地公営住宅新築工事の入札についての調査に関する決議についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、発議第10号寺頭・白水両団地公営住宅新築工事の入札についての調査に関する決議については原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました寺頭・白水両団地公営住宅新築工事の入札に関する調査特別委員会の委員の選任のため、しばらく休憩をします。議員の皆様は議員控え室にお集まりください。

午後0時30分休憩

.....
午後0時37分再開

○議長（深見 忠生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案審議を続けます。

寺頭・白水両団地公営住宅新築工事の入札に関する調査特別委員会の委員10名が決定しましたので、御報告をいたします。

町田光浩議員、鶴瀬和博議員、坂本拓史議員、町田正一議員、小金丸益明議員、瀬戸口和幸議員、久間進議員、豊坂敏文議員、深見義輝議員、小園寛昭議員、以上のとおり決定をしました。

次に、寺頭・白水両団地公営住宅新築工事の入札に関する調査特別委員会の正副委員長を決定する必要がありますので、委員会条例第10条第1項の規定により、直ちに寺頭・白水両団地公営住宅新築工事の入札に関する調査特別委員会を招集します。

委員会においては、委員長及び副委員長の互選をし、議長まで報告をお願いします。
しばらく休憩をいたします。

午後0時39分休憩

.....
午後0時49分再開

○議長（深見 忠生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案審議を続けます。

寺頭・白水両団地公営住宅新築工事の入札に関する調査特別委員会の正副委員長が決定しましたので、御報告をいたします。

委員長に25番、小園寛昭議員、副委員長に2番、町田光浩議員、以上のとおりであります。

.....
日程第31. 閉会中委員会継続審査及び調査の件

○議長（深見 忠生君） 次に、日程第31、閉会中、委員会継続審査及び調査の件についてを議題とします。

議会運営委員長、総務文教常任委員長、厚生常任委員長、産業建設常任委員長から、会議規則第104条の規定によって、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査することに決定しました。

お諮りします。今期定例会において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。よって、そのとおりに取り計らうことに決定しました。

○議長（深見 忠生君） 以上で、本日の日程を終了しました。

ここで、長田市長よりあいさつの申し出がっておりますので、許可をいたします。長田市長。

〔市長（長田 徹君） 登壇〕

○市長（長田 徹君） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る9月7日より本日まで15日間にわたりまして、本会議並びに委員会を通じまして、慎重に御審議をいただき、全議案について可決、御承認を賜りまして、まことにありがとうございます。衷心より敬意を表しますとともに感謝を表する次第でございます。

また、今会期中に賜りました御意見等につきまして十分尊重しまして、市政運営に当たる所存でございます。今後とも御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、東京永田町では内閣総理大臣を決めるべく自民党総裁選挙が連日連夜、テレビや新聞を賑やわし、国政のかじ取り役の選出に国民の関心も非常に強くなっております。

このような中、私も市長としていよいよ1期目の最後の年を向かえ、行財政改革に鋭意取り組み、「海とみどり、歴史を活かす癒しのしま、壱岐」を合言葉に、市民福祉の向上及び財政の健全化、そして人口減少に歯どめをかけるべく、雇用の場の創出に取り組んでいる最中でございます。

今日まである一定の成果は出ているものと思っておりますが、まだまだ改革の途上にありまして、依然として多くの課題を抱えているところでございまして、到底残された期間では解決できるものではございません。

私も、今後も行財政改革を推進し、中長期的な計画を踏まえまして、引き続き活気ある、魅力あふれるまちづくりを目指しまして、誠心誠意、壱岐市発展のため取り組んでまいり所存でございますので、議員並びに市民皆様のますますの御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げまして、次期選挙への出馬表明といたしていただきたいと思っております。

次に、2点ほど報告がございまして。まず1点目は監査委員事務局の移転の報告でございますが、監査委員事務体制の効率化を図るために9月20日から郷ノ浦庁舎2階へ移転をいたしましたので、御報告を申し上げます。

もう一点は、福岡県に本社を置く株式会社ランドコンピューターが壱岐市内にソフトウェアの開発センターを急遽今週立地することになりましたので、御報告をいたします。

開設場所は、旧本庁舎2階に事務所を開設し、事業開始から3年間で35名雇用の予定とこのように伺っているわけでございます。当初はちょっと少ないかもわかりませんが、それから雇用していくということでございます。

壱岐市においては依然としてこう厳しい雇用情勢が続いており、このような中で新たな雇用の場を提供いただくことはまことに朗報であると、このように思っております。また、今後の壱岐

市における企業立地を進めていく上でも大いに励みになるものでございます。

以上、2点の御報告でございます。

さて、日差しもいくぶん柔らかくなり、めっきり秋らしくなってきました。各地で運動会や文化行事が行われ、子供さんからお年寄りまで地域全体が賑わう季節となりました。議員皆様におかれましては、御健勝にて、より一層御活躍をされますように、心からお祈りを申し上げまして、閉会のあいさつといたします。

以上でございます。

〔市長（長田 徹君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 以上をもちまして、平成19年度第3回市議会定例会を閉会いたします。

皆さん、大変お疲れさまでございました。

午後0時54分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長 深見 忠生

署名議員 豊坂 敏文

署名議員 坂口健好志